平成27年2月9日

公　告

以下のとおり一般競争入札を実施するので、契約条項承知のうえ参加されたい。

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長　小泉　健

分任支出負担行為担当官陸上自衛隊中央会計隊契約科長印

1　入札事項

契約実施計画番号	4K0H12202090				
調達要求番号	物品番号	単位	予定数量	銘柄	納地
品名				使用期限等	引渡場所 / 指定
部品番号　または　規格					搬入場所 / 検査
使用器材名		仕様書番号		グループ	納期 / 包装
4K7V1A70125　0001		ST	1.00		中基シス通
デジタル風向風速測定器一式					
仕様書のとおり					
		Y000014			平成27年3月31日（火）

2　競争参加資格
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）で、物品の販売のA,B,C,D級の資格を有する者。

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/）

4　説明会及び入札執行の日時場所

公　告	平成27年2月9日（月）	公告　第 M209 号
説明会日時場所		
入札日時場所	平成27年2月23日（月）15時00分	中央会計隊　教場（Ｅ－１棟　６Ｆ）

5　保証金

入札保証金	免除	契約保証金	免除

6　落札決定方式及び契約方式

落札決定方式	総品目総額	契約方式	一般競争

7　注意事項

1　入札の方法
　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

2　契約書作成の要否
（１）契約金額が５０万円以上の場合は請書、１５０万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。
（２）適用する契約条項
「売買契約書一般条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

3　その他
（１）競争参加資格の年度は２５・２６・２７年度とする。
（２）「予定数量」とあるのは「数量」に読み替える。
（３）入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
（４）郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始時間の１時間前担当者必着分を有効とする。
（５）代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
（６）入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（ＦＡＸ可）
（７）同等品で入札をする場合は、同等品申請書を平成２７年２月１８日（水）１７時までに提出すること。なお、廃番による後継品に関しては申請書の提出は必要ない。
（８）その他項目については別紙による。
（９）不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第２班　福崎　（TEL:03-3268-3111　内線４７５６２）
（FAX:03-5269-5135（直通））

別紙

1　競争に参加する者に必要な事項

（1）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（3）防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（4）前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

（5）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。

（6）第４号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア　資本関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、取締役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼

ねている場合

ウ　ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2　入札の無効

（1）第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札

（2）入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。

（3）電報及び電話による入札。

（4）暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

3　違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の１００分の５以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

中央会計隊契約科長印

4K7V1A70
調達要求番号：第１２５号

<table>
<tr><td colspan="3">陸上自衛隊仕様書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕様書番号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">デジタル風向風速測定器一式</td><td colspan="2">中基シ－Ｙ０００014</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>２７年　1月21日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>中央基地システム通信隊</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、中央基地システム通信隊が使用する風向風速計の調達について規定する。

1.2　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ００００01　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2　製品に関する要求

2.1　構成

構成は、表による。

表ー構成

品名	規格	数量
風向風速センサー	クリマテック（株）ＣＹＧ－５１０８Ｌ	1台
風　表示器（風向円形表示）	クリマテック（株）ＣＹＧ－６２０１	2台
三脚キット	クリマテック（株）Ｃ０－ＣＭ１０Ｗ 風向風速センサーと接続可能であるもの	1脚
取扱説明書	日本語版とする	1冊
試験成績書	市販品の場合は、品質保証書で代用できる	1冊
注　[a]表１に記載した規格は、同等品可（他社の製品を含む。）とし、製品を選定する時の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

2.2　性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

a) 風向風速計（風速）

1) 測定レンジ	0-100m/s(LM:0-50m/s)
2) 起動風速	1.0m/s
3) 耐風速	100m/s
4) 精度	±0.3m/s

b) 風向風速計（風向）

1) 測定範囲	360° 機械的な範囲（355° 電気的な範囲）
2) 起動風速	1.1m/s(10° 移動)
3) 精度	±3度

c) 一般使用

1) 動作温度範囲	-50～50℃
2)三脚キット	風向風速計に接続可能であること

2.3　包装

包装は、商慣習による。

3　品質保証

監督及び検査は、分任支出負担行為担当官が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　付属品

付属品は、取扱説明書　数量1とする。